

## 第11回 原子力委員会定例会議 議事録

<日時> 1993年3月23日(火) 10:30～

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 九州電力(株)玄海原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(諮問)
- (2) 動力炉・核燃料開発事業団大洗工学センターの原子炉の設置変更(重水臨界実験装置及び高速実験炉原子炉施設の変更)について(答申)
- (3) 「平成5年度原子力開発利用基本計画」について
- (4) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認

事務局作成の第10回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。

- (2) 九州電力(株)玄海原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(諮問)

平成5年3月18日付け4資庁第13635号をもって、通商産業大臣から諮問を受けた標記の件について、通商産業省から説明がなされ、引き続き審議することとした。

注) 本件は、敷地境界の変更を行い、また使用済樹脂処理の強化を図るため、1・2号炉共用の使用済樹脂処理装置の設置及び4号炉用の使用済燃料ピットの貯蔵体数の増加を図るため、貯蔵ラックにボロンを添加したステンレス鋼を用い、ラックピッチの縮小等を行うものである。

- (3) 動力炉・核燃料開発事業団大洗工学センターの原子炉の設置変更(重水臨界実験装置及び高速実験炉原子炉施設の変更)について(答申)

平成4年10月12日付け4安(原規)第221号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することとした。

注) 本件は、重水臨界実験装置及び高速実験炉原子炉施設に係わるもの

である。重水臨界実験装置については未臨界度測定実験の機能を追加するため、炉心の改造及び燃料体の追加等を行うものである。また、高速実験炉原子炉施設については燃料要素の寿命限界把握のため、プルトニウム・ウラン混合炭化物燃料及びプルトニウム・ウラン混合窒化物燃料を燃料材として用いた試験用要素の追加等を行うものである。

(4) 「平成5年度原子力開発利用計画」について

平成5年3月17日付け5原第22号をもって、内閣総理大臣から付議された標記の件に付いて、事務局から説明がなされ、引き続き審議することとした。